

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市緑が丘二丁目六番地一、最後の住所千葉県八千代市緑が丘二丁目六番地一 被相続人 亡 野村 健次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所千葉県中央区長洲一丁目三番三三号 IZUMIビル一〇二 本千葉みらい法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中村 恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市二子町宿表一番地、最後の住所東京都調布市国領町三丁目八番地一五 都営調布くすのきアパート五一八三二号 被相続人 亡 小原 洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月六日まで請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

東京都町田市中町一―二―森町ビル四階 工藤総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 工藤 隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井七丁目三〇番、最後の住所東京都江戸川区平井七丁目三〇番四号 被相続人 亡 井出 敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

東京都千代田区紀尾井町三番一―二番紀尾井町ビル八階八〇二号室 弁護士法人一番町総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 神崎 浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区寿三丁目二番地二、最後の住所東京都港区南麻布一丁目七番二四一六〇二番 被相続人 亡 加藤 昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号 全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所 相続財産清算人 弁護士 早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区関屋田町一丁目一五一番地、最後の住所東京都練馬区豊玉北四丁目二八番一三番 被相続人 亡 長島 一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

東京都千代田区麹町三丁目四番地 麹町K-118ビル五階 富岡総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 富岡 武彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町長柄一四六一番地一二〇、最後の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄一四六一番地の二一〇 被相続人 亡 山口 英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

神奈川県逗子市逗子二丁目一〇番二六号 平山ビル四階 相続財産清算人 弁護士 川尻 新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区下新城二丁目七七五番地、最後の住所川崎市中原区下新城二丁目六番三五号 被相続人 亡 山本 眞也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

川崎市川崎区榎町一番一号川崎センタービル六階 相続財産清算人 弁護士 小川 健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区神道寺南一丁目二二〇番地二〇、最後の住所新潟市中央区神道寺南一丁目一三番二七号 被相続人 亡 大木 一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所新潟市中央区大島一五一番地一グリーンホームズⅢ一〇七号室 新潟やすらぎ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 上野 祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼市上原三六六番地一、最後の住所新潟県南魚沼市上原三六六番地 被相続人 亡 種村 幸仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所新潟県長岡市今朝白三丁目三番一号 黒田特許法律事務所 相続財産清算人 弁護士 笠柳 大和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市八幡町二丁目六番、最後の住所富山県射水市中村二〇番地 被相続人 亡 塩谷久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

富山県富山市堀川小泉町八〇九一― 弁護士 土法人法優法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小林 幸平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町阿川七の一五二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 山下勝太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所石川県七尾市寿町二六番地 相続財産清算人 司法書士 島木 隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町能登部下一〇五部三二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 三浦 利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所石川県七尾市寿町二六番地 相続財産清算人 司法書士 島木 隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市田鶴浜町ワ部二〇番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 一花 俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所石川県七尾市寿町二六番地 相続財産清算人 司法書士 島木 隆

第10期決算公告 令和8年8月4日

北海道石狩郡当別町当別太774番地11

株式会社 to be

代表取締役 永森 久善

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流動資産	90,870
	固定資産	30,720
	資産合計	121,590
負債及び純資産部	流動負債	33,351
	固定負債	55,319
	資本	32,919
	剰余金	65,600
	利益剰余金	△32,680
	その他利益剰余金	△32,680
	うち当期純利益	(2,313)
負債・純資産合計		121,590